

「福岡・前原・那珂」水防地方本部圏域  
大規模氾濫減災協議会規約改正について

平成31年2月8日

福岡・前原・那珂水防地方本部圏域 大規模氾濫減災協議会

## 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">福岡・前原・那珂水防地方本部圏域大規模氾濫減災協議会規約</p> <p>(設置) 第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として「福岡・前原・那珂水防地方本部圏域大規模氾濫減災協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>(目的) 第2条 協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、福岡、前原及び那珂水防地方本部圏域における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。</p> <p>(協議会の対象河川) 第3条 協議会は、宝満川、大根川、多々良川、宇美川、御笠川、那珂川、樋井川、室見川、瑞梅寺川、雷山川その他福岡、前原及び那珂水防地方本部圏域における指定区間内の一級河川及び二級河川を対象とする。</p> <p>(協議会の構成) 第4条 協議会は別表1に掲げる委員をもって構成し、別にオブザーバーを置く。 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 3 事務局は、第1項によるもののほか、必要に応じて構成員以外の者(学識経験者等)を協議会に出席させ、意見を求めることができる。</p> <p>(幹事会の構成) 第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。 2 幹事会は、別表2に掲げる委員をもって構成し、別にオブザーバーを置く。 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。 5 事務局は、第2項によるもののほか、必要に応じて構成員以外の者(学識経験者等)を幹事会に出席させ、意見を求めることが出来る。</p> <p>(事務局) 第6条 協議会の事務局を福岡県福岡県土整備事務所、福岡県那珂県土整備事務所及び福岡県県土整備部河川管理課に置く。</p> <p>(協議会の実施事項) 第7条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 一 洪水浸水想定区域等の現状の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために、</p>	<p style="text-align: center;">福岡・前原・那珂水防地方本部圏域大規模氾濫減災協議会規約</p> <p>(設置) 第1条 水防法(昭和24年法律第193号)第15条の10に基づく都道府県大規模氾濫減災協議会として「福岡・前原・那珂水防地方本部圏域大規模氾濫減災協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>(目的) 第2条 協議会は、「施設では防ぎ切れない大洪水は発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水氾濫に備える「水防災意識社会」を再構築するため、多様な関係者が連携して、福岡、前原及び那珂水防地方本部圏域における洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とする。</p> <p>(協議会の対象河川) 第3条 協議会は、宝満川、大根川、多々良川、宇美川、御笠川、那珂川、樋井川、室見川、瑞梅寺川、雷山川その他福岡、前原及び那珂水防地方本部圏域における指定区間内の一級河川及び二級河川を対象とする。</p> <p>(協議会の構成) 第4条 協議会は別表1に掲げる委員をもって構成し、別にオブザーバーを置く。 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 3 事務局は、第1項によるもののほか、必要に応じて構成員以外の者(学識経験者等)を協議会に出席させ、意見を求めることができる。</p> <p>(幹事会の構成) 第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。 2 幹事会は、別表2に掲げる委員をもって構成し、別にオブザーバーを置く。 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。 5 事務局は、第2項によるもののほか、必要に応じて構成員以外の者(学識経験者等)を幹事会に出席させ、意見を求めることが出来る。</p> <p>(事務局) 第6条 協議会の事務局を福岡県福岡県土整備事務所、福岡県那珂県土整備事務所及び福岡県県土整備部河川管理課に置く。</p> <p>(協議会の実施事項) 第7条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 一 洪水浸水想定区域等の現状の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動、氾濫水の排水等による浸水被害軽減を実現するために、</p>

各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。

三 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第10条 協議会の規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 この規約は、平成29年5月29日から実施する。

平成30年2月 7日 改正

平成30年7月12日 改正

平成30年11月27日 改正

各構成員がそれぞれ又は連携して実施する取組事項について協議し、共有する。

三 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な取組事項を実施する。

(会議の公開)

第8条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第9条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公開することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(雑則)

第10条 協議会の規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第11条 この規約は、平成29年5月29日から実施する。

平成30年2月 7日 改正

平成30年7月12日 改正

別表 1

福岡市長  
筑紫野市長  
春日市長  
大野城市長  
太宰府市長  
古賀市長  
糸島市長  
那珂川市長  
宇美町長  
篠栗町長  
志免町長  
須恵町長  
新宮町長  
久山町長  
粕屋町長  
気象庁 福岡管区気象台長  
福岡県 福岡県土整備事務所長  
福岡県 福岡県土整備事務所前原支所長  
福岡県 那珂県土整備事務所長  
福岡県 福岡県土整備事務所鳴瀬・猪野ダム管理出張所長  
福岡県 福岡県土整備事務所瑞梅寺ダム管理出張所長  
福岡県 那珂県土整備事務所南畑・五ヶ山ダム管理出張所長  
福岡県 那珂県土整備事務所山神・牛頸・北谷ダム管理出張所長  
福岡県 県土整備部 河川管理課長  
福岡県 県土整備部 河川整備課長  
福岡県 総務部 防災危機管理局 防災企画課長  
福岡県 総務部 防災危機管理局 消防防災指導課長

(オブザーバー)

国土交通省九州地方整備局 筑後川河川事務所

別表 1

福岡市長  
筑紫野市長  
春日市長  
大野城市長  
太宰府市長  
古賀市長  
糸島市長  
那珂川町長  
宇美町長  
篠栗町長  
志免町長  
須恵町長  
新宮町長  
久山町長  
粕屋町長  
気象庁 福岡管区気象台長  
福岡県 福岡県土整備事務所長  
福岡県 福岡県土整備事務所前原支所長  
福岡県 那珂県土整備事務所長  
福岡県 福岡県土整備事務所鳴瀬・猪野ダム管理出張所長  
福岡県 福岡県土整備事務所瑞梅寺ダム管理出張所長  
福岡県 那珂県土整備事務所南畑・五ヶ山ダム管理出張所長  
福岡県 那珂県土整備事務所山神・牛頸・北谷ダム管理出張所長  
福岡県 県土整備部 河川管理課長  
福岡県 県土整備部 河川整備課長  
福岡県 総務部 防災危機管理局 防災企画課長  
福岡県 総務部 防災危機管理局 消防防災指導課長

(オブザーバー)

国土交通省九州地方整備局 筑後川河川事務所

## 別表 2

福岡市 市民局 防災・危機管理部 防災・危機管理課長  
 福岡市 道路下水道局 計画部 河川計画課長  
 福岡市 道路下水道局 計画部 計画調整課長  
 筑紫野市 危機管理課長  
 春日市 安全安心課長  
 大野城市 危機管理課長  
 太宰府市 防災安全課長  
 古賀市 総務課長  
 糸島市 危機管理課長  
那珂川市 安全安心課長  
 宇美町 総務課長  
 篠栗町 総務課長  
 志免町 生活安全課長  
 須恵町 総務課長  
 新宮町 地域協働課長  
 久山町 総務課長  
 粕屋町 協働のまちづくり課長  
 気象庁 福岡管区气象台 予報課長  
 福岡県 福岡県土整備事務所 管理課長  
 福岡県 福岡県土整備事務所前原支所 庶務課長  
 福岡県 那珂県土整備事務所 用地課長  
 福岡県 福岡県土整備事務所鳴洲・猪野ダム管理出張所 副長  
 福岡県 福岡県土整備事務所瑞梅寺ダム管理出張所長  
 福岡県 那珂県土整備事務所南畑・五ヶ山ダム管理出張所 副長  
 福岡県 那珂県土整備事務所山神・牛頸・北谷ダム管理出張所 副長  
 福岡県 県土整備部 河川管理課 課長補佐  
 福岡県 県土整備部 河川整備課 課長補佐  
 福岡県 総務部 防災危機管理局 防災企画課 課長補佐  
 福岡県 総務部 防災危機管理局 消防防災指導課 課長補佐

(オブザーバー)

国土交通省九州地方整備局 筑後川河川事務所

## 別表 2

福岡市 市民局 防災・危機管理部 防災・危機管理課長  
 福岡市 道路下水道局 計画部 河川計画課長  
 福岡市 道路下水道局 計画部 計画調整課長  
 筑紫野市 危機管理課長  
 春日市 安全安心課長  
 大野城市 危機管理課長  
 太宰府市 防災安全課長  
 古賀市 総務課長  
 糸島市 危機管理課長  
那珂川町 安全安心課長  
 宇美町 総務課長  
 篠栗町 総務課長  
 志免町 生活安全課長  
 須恵町 総務課長  
 新宮町 地域協働課長  
 久山町 総務課長  
 粕屋町 協働のまちづくり課長  
 気象庁 福岡管区气象台 予報課長  
 福岡県 福岡県土整備事務所 管理課長  
 福岡県 福岡県土整備事務所前原支所 庶務課長  
 福岡県 那珂県土整備事務所 用地課長  
 福岡県 福岡県土整備事務所鳴洲・猪野ダム管理出張所 副長  
 福岡県 福岡県土整備事務所瑞梅寺ダム管理出張所長  
 福岡県 那珂県土整備事務所南畑・五ヶ山ダム管理出張所 副長  
 福岡県 那珂県土整備事務所山神・牛頸・北谷ダム管理出張所 副長  
 福岡県 県土整備部 河川管理課 課長補佐  
 福岡県 県土整備部 河川整備課 課長補佐  
 福岡県 総務部 防災危機管理局 防災企画課 課長補佐  
 福岡県 総務部 防災危機管理局 消防防災指導課 課長補佐

(オブザーバー)

国土交通省九州地方整備局 筑後川河川事務所